

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所

生活福祉課長 尾上 典章

就学援助(医療費)補助事業の活用について(お願い)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

生活保護法における医療扶助の実施にあたりましては、平素から適正な運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の対象期間、対象者及び対象となる疾病についての診療・薬剤等の医療費については、生活保護法における医療扶助ではなく、就学援助(医療費)補助事業より対応します。

また、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年、春に実施される定期健康診断の実施が遅れている学校があります。それに伴い、今年度につきましても、疾病が定期健康診断で発見されたか否かに関わらず、下記対象期間中及び下記の疾病に該当する場合は、就学援助(医療費)補助事業により対応します。

万が一、生活保護法医療券が届いた場合も、生活保護法医療券は使用せず、就学援助(医療費)補助事業をご活用いただきますようお願いいたします。

また、処方箋を交付する際は、薬局にもその旨がわかるようお伝えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

就学援助(医療費)補助事業での医療費につきましては、学校から発行する医療券により、ご請求いただくこととなります。対象者が学校の発行する医療券を持参していない場合は、学校または体育保健課 学校保健担当班までお問合せくださいますようお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和 5 年 7 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日までの間
- 2 対象者 大分市立の小中義務教育学校に就学する要保護児童生徒
- 3 診療対象疾病 定期健康診断等で発見された疾病のうち、学校保健安全法施行令第 8 条に定める疾病で、次に掲げるもの。
 - (1) トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は対象外)
 - (2) 白癬・疥癬及び膿痂疹
 - (3) 中耳炎
 - (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド(急性副鼻腔炎、アレルギー性副鼻腔炎は対象外)
 - (5) う歯
 - (6) 寄生虫病(虫卵保有を含む)

4 医療券請求方法留意点 別紙参照

【生活保護の医療券に関する問い合わせ先】

大分市福祉事務所

生活福祉課 医療・介護担当班 堀川

TEL 097-537-5621 (直通)

【就学援助(医療費)補助事業に関する問い合わせ先】

大分市教育委員会

体育保健課 学校保健担当班 姫野

TEL 097-537-5983 (直通)

<医療券請求方法留意点について>

生活保護法は他法優先が原則となっております。

就学援助(医療費)補助事業が優先になりますので、該当病名だけの治療であれば生活保護法医療券は発送できかねます。

対象者(大分市立の小中義務教育学校に就学する要保護児童生徒)につきましては、該当病名であるか確認を行ってからの医療券発券となることから、6月医療券の受領票に「継続」に丸をつけた場合でも、7月は医療券の発券を一時的に中止させていただきます。

就学援助(医療費)補助事業の病名ではない場合は、追加請求票をもって、医療券の発券をさせていただきます。ですので、以下のように追加請求票備考欄に治療を行った『病名』又は『就学援助対象外』とご記載いただけますと幸いです。

ご記載がない場合は、生活福祉課レセプト点検員より電話をさせていただきますして、就学援助(医療費)補助事業対象外であることを確認をおこなってから生活保護法医療券を発行させていただきます。

追加請求票														
・医療券、調剤券の(追加)請求はこの用紙を使用し、FAXまたは郵送でお願いします										医療機関名		●●●耳鼻科		
令和 年 月 日										病院コード		1 1 1 1		
月分	住所(町名)	氏名	生年月日				当月の始期				調剤券用病院名	調剤券用病院コード	医療区分	備考
			年号	年	月	日	年号	年	月	日				
7	明野西	大分 花子	H	27	1	1	R	5	7	20			0 3	アレルギー
							R							

また、併せてレセプト点検を行っておりますので、就学援助(医療費)補助事業での請求がありましたら返戻させていただく場合がございますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

大分市福祉事務所
生活福祉課 医療・介護担当班
TEL 097-537-5621 (直通)

【レセプト請求に関する問い合わせ先】
医療・介護担当班 レセプト点検員 (佐藤・浅野・田近)

【生活保護の医療券に関する問い合わせ先】
医療・介護担当班 堀川